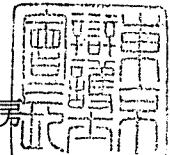


平成24年5月22日

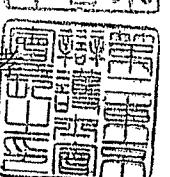
東京拘置所長 亀田光生 殿



東京弁護士会会长 斎藤義房



第一東京弁護士会会长 樋口一夫



第二東京弁護士会会长 橋本副

### 意見書

貴殿の平成24年2月8日付け「『照会書』に対する回答について」に対して、下記のとおり意見を述べます。

#### 記

##### 1. 電波感知機器設置の「目的、理由」について

貴殿は、電波感知機器設置の「目的」について、①「面会室内での外部との通信は刑事訴訟法第39条第1項の接見交通権の範囲には含まれないこと」、②「弁護人等が携帯電話等を面会室に持ち込んで未決拘禁者に電話などの通信機能の利用や撮影・録画により当該弁護人等以外の第三者との外部交通を行わせることは、その目的を問わず刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に反し、これを潜脱する行為であること」を述べています。

しかしながら、まず、弁護人はいついかなる時でも被疑者・被告人の利益ために最善の弁護活動を行う権利を有することが大原則であり、接見交通権はその中核をなす権利で、憲法34条によって保障されています。憲法も、刑事訴訟法39条1項も、接見交通の手法について何ら制限を設けておりません。①はそもそも貴殿の一方的なご主張・見解に過ぎません。

また、②未決拘禁者と外部の第三者との外部交通を行わせることが相当でない

ことは、弁護人に対して事前規制を課する理由となり得るものではありません。

上記①及び②のいずれも携帯電話等の電波機器を接見室へ持ち込むことを禁止する理由とはなりません。

## 2 電波感知機器設置の「法的根拠」について

貴殿は、電波感知機器の設置及び電波感知機器の警報音を契機とする職員の接見室への立ち入り行為の法的根拠について、「『照会書』に対する回答について」では明示されていません。そもそも弁護人の携帯品の検査、取り上げ等については刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第75条3項において、明示的に除外されております。電波感知機器の設置・警報後の職員の立入は、同法で否定されている「弁護人の携帯品の検査、取り上げ等」と同様の結果を招くものです。したがって、電波感知機器の設置は法的根拠を欠くと言わざるをえません。

## 3 接見室への立ち入り行為について

貴殿は、「本装置から警報音が発せられた場合は、原則として携帯電話等の所持の有無を口頭で確認するとともに、携帯電話等の所持又は使用が認められた場合には携帯電話等のロッカーへの保管や、通信機能の停止等を依頼しています」と述べています。しかしながら、上記1、2のとおり電波感知機器の設置の正当な目的、理由、法的根拠が存在しない以上、被疑者・被告人との接見の最中に警報音を発生させ、かつ職員が接見交通を中断させるという処置は、弁護人の接見交通権の侵害に他なりません。

## 4 結論

以上の理由により、貴殿に対しましては貴所における電波感知機器を直ちに撤去するよう意見を述べます。

以上